

意見書の要旨と市の見解

名称	意見書の要旨	市の見解
調布都市計画公園及び緑地	<p>都市公園法第16条では「みだりに都市公園の区域の全部又は一部について都市公園を廃止してはならない。」となっており、追加予定候補地を挙げて現状と同程度の面積を確保するとしているが、多摩川住宅と全く関係ない土地が含まれ数字上の帳尻合わせでしかない。現二号棟敷地内の都市公園はむやみに廃止されてよいものではない。</p> <p>地区公園等への変更は、都市計画法の制限を受けないので、二号棟建て替え後の将来において敷地内公園の維持が永続的に行われるのかに疑問符が付く。現在の地域に開かれ、遊具の多い都市公園の維持を望む。また、現在の狛江市保存樹のケヤキ大木の並木は伐採されてしまうことを懸念する。敷地内の樹木の維持を望む。</p>	<p>二号棟内にある都市計画公園は、都市公園としての指定はなく二号棟の所有地である。二号棟はその土地も含めて団地再生のための建て替えの検討を行っている。</p> <p>都市計画公園は廃止するが、地区施設としての公園広場等を新たに指定する。団地再生のための建て替えは、建物だけの再生ではなく、公園等も含めた再生が行われる。住宅再生A地区は、緑豊かで良好な住環境の形成及び防災性の向上を図るため、開放性のある広場等を適切に配置することを土地利用の方針としており、整備後は、現状の公園にある機能以上の日常的な賑わいのある空間が創出され则认为している。また、3つの都市計画公園、合計0.88haを廃止する手続きを行うにあたっては、地域の住環境を向上させるための対応を行いたいと考えており、近隣地域において都市計画公園・緑地、合計0.89haの現状と同程度の面積を確保する予定である。</p> <p>緑の保全について、ケヤキやイチョウ、松などは再生にあたってなるべく保全していきたいという住民の意見もある。現段階でどのくらいまでということは決まっておらず、場合によっては建て替えの計画に合わせて老木を伐採するなどの取捨選択はあると思うが、できる限り保全を図っていく考えである。ご意見があったことは二号棟にお伝えする。</p>